

1.	設問1
2.	第1 株主総会決議取消の訴え(会社法(以下、法名略)831条
3.	1項)
4.	1. まず、Bは本件決議1, 2につき、株主総会取消決議の訴えを提
5.	起することが考えられる。
6.	Bは甲社の本件普通株式を2万9000株保有しているため、「株
7.	主等」にあたる(831条1項)。そして、本件決議1, 2は令和2年3
8.	月25日にされたところ、令和2年5月14日時点では「3か月以内」
9.	を満たす(同項)。そこで、Bは「当該株式会社」である甲社を被告と
10.	して(834条17号)、訴えを提起できる。
11.	以下、取消事由について検討する。
12.	2. 本件招集通知に、「定款変更の件」という会議の目的事項及び
13.	「新株発行の件」という会議の目的事項が記載されていなかったこと
14.	(瑕疵①)
15.	(1) 瑕疵①は299条1項に反し、「召集の手続…が法令…に違反
16.	」するとして取消事由にあたらないか(831条1項1号)。
17.	(2) 299条1項は招集通知の際に、会議の目的事項、すなわち議
18.	題を記載することを求めていると解する。なぜなら、取締役会と異
19.	なり、株主総会は株主が議題を確認して出席するか否かを判断す
20.	る
21.	ため、株主の出席と議決権行使の機会を確保するためには、議題
22.	の
23.	記載が不可欠だからである。

コメントの追加: 株主総会の決議の取消

コメントの追加: こういう時は、解釈とか
じゃなくて、条文だけでいい。迷うなら解釈はし
ない。

1	本件では、本件招集通知に、「定款変更の件」という会議の目的
2	事項及び「新株発行の件」という会議の目的事項が記載されてい
3	なかったのだから、299条1項に反する。
4	(3) よって、瑕疵①は831条1項1号の取消事由に該当する。な
5	お、「重大」でないとはいえないため、裁量棄却は認められない。
6	3. 本件議案1及び本件議案2に関する記載がなかったこと(瑕疵
7	②)
8	株主総会では、動議が認められている(304条参照)。したが
9	って、招集通知に議案の記載までは不要である。
10	よって、瑕疵②は取消事由とならない。
11	4. Aが「特別の利害関係を有する者」(831条1項3号)にあ
12	たるにもかかわらず、議決権を行使して、本件決議が成立したこと
13	(瑕疵③)
14	(1) 「特別の利害関係を有する者」とは、他の株主と共通しない利
15	害関係を有する者をいうと解する。
16	本件決議1と2によってPとQが本件優先株式を取得することと
17	なった。そして、PはAの叔父であり、QはAの友人であったうえ
18	に、PとQが本件優先株式を取得することとなったのは、Aの打診
19	をきっかけとするものであった。したがって、Aは他の株主である
20	Bとは共通しない利害関係を有する者といえ、「特別の利害関係を
21	有する者」にあたる。
22	(2) Aは本件普通株式8万株のうち5万1000株を有しており、
23	かかるAの議決権行使「によって」(831条1項1号)本件決議

コメントの追加 実務家はここをすごく厚く書く。裁判官の裁量を嫌うので、弁護士は厚く書く。全要件に点はフラれている。

コメントの追加 シャブとかチャカミたいなレベル。だから、動議はおかしい言葉。生の主張。

コメントの追加 株主提案権でいいじゃん。

コメントの追加 ここは招集通知漏れと同レベルではない。

コメントの追加 もっと具体的に利害を書く。

1	1, 2は成立している。では、本件決議は「著しく不当な決議」と
2	いえるか。
3	ア この点、「著しく不当な決議」とは株主や会社に著しく損害を
4	与える決議をいうと解する。
5	イ 確かに、中立的な専門機関の算定によると、本件優先株式の評
6	価額は1株当たり4万円であった。にもかかわらず、その半額であ
7	る2万円で本件株式発行をすることが決定されているため、株主や
8	会社に損害を与えかねないとも思える。
9	しかし、甲社は、近時は、支払が遅延する取引先が増えたため、
10	仕入れ資金の調達が必要になったが、金融機関が満足な融資をし
11	て
12	くれないため、資金繰りに窮するようになっていた。このような状
13	況下では、甲社の資金繰りの改善を図ることが急務であり、少なく
14	とも2億円の資金調達が必須であった。また、甲社が公開会社でな
15	い、すなわち非公開会社(2条5号参照)であることを加味すると
16	、新たな株式の引受人は株主や取締役の知人や親族に限ることに
17	も
18	合理性があった。これらの事情を踏まえると、本件優先株式を評価
19	額の2分の1の価格である2万円で、当初の予定の倍である1万株
20	分、PやQというAの親族や知人を引受先として、発行することは
21	甲社や株主に損害を与えるとはいいきれない。したがって、本件決
22	議1, 2は「著しく不当な決議」にあたらない。
23	(3) よって、瑕疵③は3号取消事由を構成しない。

コメントの追加 [] 真っ先に伝わるように書く。

コメントの追加 [] 埋もれちゃって。ここを強調して書く。

コメントの追加 [] 知ってる人に渡すことで

1.	5. 本件優先株式が1株当たり4万であることが説明されなかった
2.	こと(瑕疵④)
3.	(1) 中立的な専門機関の算定によると、本件優先株式の評価額は
4.	1
5.	株当たり4万円であった。したがって、その半額である、1株当た
6.	り2万円で作された本件株式発行は、「特に有利な金額」(199
7.	条3項)にあたる。
8.	(2) したがって、本件定時株主総会では、取締役は説明義務を負っ
9.	ていた(199条3項)。この点、条文上は「当該払込金額でその
10.	者の募集をすることを必要とする理由」を説明すれば足りると思
11.	える。しかし、同条項が説明義務を定めた趣旨は、株主に対し、取
12.	締役の説明を通して株主の利益を毀損する有利発行の妥当性を判
13.	断
14.	させる点にあるのだから、有利発行の妥当性を判断できる程度の情
15.	報を取締役は伝達すべきといえる。
16.	本件定時総会では、Cは2億円の資金調達が急務であることをB
17.	に伝えている。しかし、1株当たりの払込金額である2万円が、中
18.	立的な専門機関が合理的な方法によって算定した評価額に相当す
19.	る
20.	ものと、虚偽の説明をもしている。したがって、有利発行の妥当性
21.	を判断できる程度の情報を取締役であるCは伝達しなかったといえ
22.	る。
23.	よって、199条3項に反するといえる。

コメントの追加 XXXXXXXXXX ここはいらない。点が付かない。

コメントの追加 XXXXXXXXXX 正しいか嘘かしか規範で建てる必要はない。現場思考の時には、物事の本質をとらえて、シンプルな規範を立てる。

コメントの追加 XXXXXXXXXX 虚偽の説明をダイレクトに叩くべき。

1.	(3) 瑕疵④は199条3項に反するため、「決議の方法が法令…に違
2.	反」するとして、取消事由となる。なお、瑕疵④は「重大」でないとは
3.	いえないため、裁量棄却は認められない(831条2項)。
4.	第2 新株発行無効の訴え(828条1項2号)
5.	1. 令和2年5月14日は、すでに払込期日である4月10日を経過し
6.	ている。そこで、Bは、新株発行無効の訴えを提起すべきである。
7.	Bは甲社の「株主等」(828条2項2号)であり、5月14日時点で
8.	は「1年以内」も満たす(828条1項2号カッコ書き)。そこで、Bは
9.	「株式の発行をした株式会社」である甲社を被告として、上記訴えを
10.	提起すべきである(834条2号)。
11.	2. では、新株発行無効事由は認められるか。
12.	(1) 新株発行無効事由は、重大な法令違反に限られると解する。
13.	(2) 本件においては、瑕疵①と④は重大な法令違反といえるため、
14.	これを無効事由として主張することが考えられる。しかし、これらの
15.	瑕疵は株主総会決議取消の訴えでのみ提起すべきであるとも思え
16.	ることから、新株発行無効の訴えによってかかる主張は許されるか
17.	が問題となる。
18.	ア この点、審理の煩雑さを避けるため、新株発行の効力発生後は
19.	当該発行に係る事項については新株発行無効の訴えで争うべきと
20.	考
21.	えるべきである。しかし、831条1項の出訴期間の趣旨に鑑み、
22.	株主総会の取消事由を新株発行無効事由として主張することがで
23.	き

1.	るのは、総会決議の日から3か月以内に限られると解する。
2.	イ これを本件について見るに、Bは、瑕疵①と④を本件株式発行
3.	の無効事由として、新株発行無効の訴えで主張することができるが
4.	、その主張は令和2年6月25日までになされなければならない。
5.	設問2
6.	第1 (1)
7.	本件株式併合(180条)は本件優先株式のみを2株につき1株
8.	の割合で併合することを内容とする(180条2項1号、3号)。
9.	したがって、Pが有する本件優先株式5000株は2500株とな
10.	る。そうすると、Pの剰余金配当額が半額となる。本件優先株式は
11.	譲渡制限株式であるから誰かに譲り渡すことによって、キャピタル
12.	ゲインを得ることが期待できない。したがって、本件優先株式は剰
13.	余金配当額によってインカムゲインを得ることでは、投下資本の
14.	回収を図れない。よって、剰余金配当額が半額となることで、Pに
15.	おは投下資本を回収できないという不利益が生じるおそれがある。
16.	また、議決権行使についても、AとBが有する本件普通株式に比べ
17.	て不利益に取り扱われることとなる。
18.	第2 (2)
19.	1. 株式併合差止請求(182条の3)
20.	まずは、本件株式併合の効力発生前であることから、Pは株式併
21.	合差止請求をすることが考えられる。
22.	(1)「株式の併合が法令…に違反する場合」につき、Pが本件株式
23.	併合が本件優先株式にのみ行われる点につき、株主平等原則を定

コメントの追加 [] ここに全ふいーちゃー
してる。

コメントの追加 [] これは劣後するから、

コメントの追加 [] : 答案構成するとき
に核的な部分をまずは書いておく。

1.	め
2.	た109条1項に反すると主張することが考えられる。
3.	しかし、109条1項は「株式の内容…に応じて」平等に取り扱
4.	うことを要請するのみである。したがって、「株式の内容」が異な
5.	る本件普通株式と区別して、本件優先株式のみを併合の対象とす
6.	る
7.	ことは同項に反しない。また、会社法上、種類株式発行会社が株式
8.	の種類に応じて併合することは認められている(180条2項3号
9.	)のだから、かかる結論は妥当である。
10.	よって、本件株式併合は、109条1項に反しない。
11.	(2) また、本件株式併合は、本件臨時総会の開催に先立ち、株主に
12.	対する会社法所定の通知をするとともに(181条1項)、本件株
13.	式併合に関する事項を記載した会社法所定の書面を本店に備え置
14.	い
15.	ている(182条の2第1項)。したがって、手続が法令に反する
16.	こともない。
17.	(3) また、株式併合の結果、投下資本を回収できなくても、法律上
18.	株式併合は予定されているのだから、127条にも反しないと解す
19.	べきである。
20.	(4) 法令違反が認められない以上、Pが「不利益を受けるおそれ」
21.	もない。
22.	(5) よって、Pによる株式併合差止請求は認められない。
23.	2. 反対株主の株式買取請求権(182条の4)

1	(1) Pは本件臨時総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲
2	社
3	に対し書面で通知している。また、本件臨時総会において、Pは本
4	件議案3に強く反対している。したがって、Pは「第百八十条第二
5	項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株
6	式会
7	社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に
8	反
9	対した株主」(182条の4第2項1号)にあたるため、「反対株
10	主」(同項柱書)にあたる。
11	(2) しかし、本件株式併合によって、Pの有する株式は5000株
12	から2500株になるのだから、「株式の数に一株に満たない端数
13	が生ずる場合」に当たらない(182条の4第1項)。
14	(3) よって、Pによる請求は認められない。
15	3. 株主総会無効確認の訴え(830条2項)
16	(1) Pは、本件決議3が109条1項に反する本件株式併合を内容
17	とする点で、決議内容の法令違反があるとして上記訴えをすること
18	が考えられる。
19	(2) しかし、上述したように、本件株式併合は109条1項に反し
20	ないのだから、上記訴えは認められない。
21	以上
22	
23	